

【424条～詐害行為取消ができる範囲】P285

債権者取消権の実質はその者の債権を保全するもの(事実上の優先弁済がある)

給付が可分な場合損害を受ける限度でしか取消ができない

不可分な場合は？

全部の取消ができる 一部取消ができない,できる限り現物返還にすべき

例外 担保権者に担保目的物が代物弁済された場合

被担保債権を超える部分のみしか取消ができない,価額賠償になる

【444条,445条】説明のための事例

・全債権額が300万,ABCの負担部分は100万円ずつで平等 Cが無資力な場合？

444条 ABの負担部分が150万円になる

445条 連帯の免除により,Bが100万円しか責任を負わない場合

Bに負わせるべき50万円分は債権者の負担になる

債権者は250万円しか請求できない,50万円の返還請求をされる

【464条】

保証人は被保証人に全額求償をしてもいいし,他の債務者に負担部分だけ求償してもよい

被保証人が全額求償義務を果たし,その上で他の債務者に求償するのは迂遠

択一知識編 ワンポイントアドバイス 民法債権 1

【406条～選択債権】 選択債権 給付物に個性があること,給付について複数の選択肢のうち一つに決めるべき債権であること

・選択権があるのは原則として債務者

・選択権ある当事者(債権者または債務者)が権利を行使しない場合 催告により相手方に権利が移転する

選択権ある第三者が権利を行使しない場合 債務者に選択権が属する

・給付の中で不能なものがある場合 原則として残部に特定する

選択権ある当事者(債権者または債務者)の責めに帰すべき事由により給付が不能になった場合

相手方は不能になった給付を選択することができる(債権者主義 or 債務不履行の問題になる)

cf. 第三者の責めに帰すべき事由によって給付が不能になった場合 原則通り

【P261 自然債務】 破産者の債務の免責など 債権は免責があっても履行不能になるのではない 金銭債務もまた,破産の免責により履行不能になるわけではない

【P269 債務不履行～履行不能】

履行不能とともに当然に発生する 債務の履行期を待たない

発生する損害賠償請求権 期限の定めなき債務

履行不能とともに消滅時効は起算されるが,請求されて初めて遅滞に陥る

【P277 423条】 金銭債権保全の際にも,債務者の無資力要件が不要になる例
相続人CDが土地の売主たる地位を取得

買主 A への代金請求権を保全するため

C は A が D に対して有する登記移転請求権を代位行使可能

その際

A の同時履行の抗弁を奪うため、D の登記義務が果たされる必要

D の履行の有無は A の無資力とは関係がない ココがポイント

D に登記の移転に協力するよう請求し、効をそうしないなら債権保全の必要性あり

【 P 2 9 4 4 3 7 条 ~ 連帯債務における免除の絶対効】

免除後の債権額計算のポイント

・免除された者が債権者に負う債務の額 全債務額から免除された額を引くのみ

簡単すぎて試験には出ない

・免除された者以外が債権者に負う債務の額

学説に影響されないポイント これは機械的に守ればよい！

・免除されていない者の負担部分は減少しない

・全員の負担部分を足したものが答えになる

本来の債務額は分割債務として ABC が負担する負担部分を足したものだから

免除により,免除された者の負担部分がどう減少するか 学説による争いある部分
事例

・ABCが600万円の連帯債務

Aが 300万円(全体に対する半分)を一部免除

480万円(全体に対する5分の4)を一部免除された場合

判例 債権全額に対する免除の額に比例して,負担部分も減少する

Aの負担部分は $200万 \div 2 = 100万円$,BCの全債務の額は500万円

Aの負担部分は $200万 \times 5分の1 = 40万円$,BCの全債務の額は440万円になる

有力説

債権全額から免除の額を控除,残額が免除額を下回る限り,その額が負担部部になる

$600 - 300 = 300$ で,負担部分200万円を上回る Aの負担部分は減少しない

BCの全債務額は600万円変わらない

$600 - 480 = 120$ で,負担部分200万円を下回る Aの負担部分は120万円

BCの全債務額は520万円になる

【443条】

・事前(弁済前)の通知 他の者に抗弁権行使の機会を与えるもの

怠った場合,求償権の行使において抗弁を行使される

・事後(弁済後)の通知 他の者が二重弁済をすることを防ぐためのもの

怠った場合,他の者がした弁済が有効

自己の弁済は無効になり債権者に求償するしかなくなる

・第一の弁済者が事後の通知を怠り,第二の弁済者が事前の通知を怠った場合

第一の弁済者の弁済済みの抗弁と,第二の弁済者の弁済済みの抗弁のいずれが優先するか
いずれも保護に値せず,原則に戻る

第一の弁済が有効,第一の弁済者が第二の弁済者の求償を拒むことができる

【464条】 事例 連帯債務者の一人について保証をした者

・原則として被保証人に全額の求償をするのみ

・464条により他の債務者にも負担部分のみ求償できる

被保証人の求償権を代わりに行使 求償の簡易化

【保証人の主債務者への求償】

・委託ある保証人 全損害額について求償可能(連帯債務の求償と同じ)

・委託なき保証

意思に反しない場合は出捐時に被った損失に限る(利息・賠償金は取れない)

意思に反する場合 現存利益の範囲に限る

委託なき保証は事務管理に類似するから(702条1項・3項参照)

【475条】 A B

C

・Bは自己の債権をもってCの債務と相殺できない

AからすればCへの債権を失うと同時にBに弁済したことになるから帳尻は合うが...

【P346 501条 代位者が他の保証人・物上保証人などに求償できる額】

・保証人は頭割り(保証人が物上保証人をかねた場合は保証人として数える)

弁済をした者自身を数に入れることを忘れないこと

Aは主債務者には全額求償可能 主債務者は全部を負担するから

・物上保証人 物上保証人間で担保目的物の額に比例して責任を負う

・混じた場合 保証人と物上保証人のグループは人数に比例させた責任を負う

事例

全債権額3000万円 保証人AB,物上保証人C(2000万円の土地)D(4000万円の土地)

Aが全額弁済した場合のAのBCDへの求償額

・B... 4で3000万円を割る=750万円

・CD... $750 \times 2 = 1500$ 万円の責任を負う。これを1:2で分ける=500万円,1000万円

事例

の事例で,Cが保証人も兼ねている場合

BCの責任は保証人として750万円ずつ。Dは残りの750万円の責任を負う

【P367 ~ 懸賞広告のまとめ】

・情報を教えてほしい,作品を提出してほしい,応募をしてほしい

一定の行為をした者に報酬を与える広告

・行為を完了する者がいない間は広告の取消(=撤回)ができる(申込の撤回と同趣旨)

だから行為をなすべき期間を定めた場合は撤回ができない

・行為をした者が数人いる場合(任意規定)

早い者勝ち,同時の場合は按分比例,分けられない場合は抽選

・優等者にものみ報酬を与える場合 応募の期間を必ず定めなければならない

優劣は特に定めがない限り広告者が判定する

広告者の判断に応募者は異議を述べられない